

# 個人型確定拠出年金（個人型DC（通称 iDeCo）） の適用拡大について

## 1 趣旨

公的年金に上乗せされる部分の新たな選択肢として、平成13年に「確定拠出年金法」が創設され、その一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布されたことで、これまで加入対象外であった公立学校共済組合に加入している教職員についても、個人型確定拠出年金制度が利用できることとなった。

なお、詳細は各金融機関等に問い合わせの上、加入を希望する場合等は、以下「4 加入に向けた具体的な流れ（手続き）について」による手続が必要となる。

## 2 利用開始年月日

平成29年1月1日

## 3 確定拠出年金の概要

### (1) 確定拠出年金

ア 確定拠出年金（DC）は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一つであり、基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することを可能とする制度である。

イ ①掛金を定めて加入者が拠出し、②その積立金を加入者自らが運用し、③その積立金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定されるもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金」がある。

ウ 個人型確定拠出年金の場合、口座管理手数料を加入者自身が負担する必要がある。

エ どのような運用商品を選択するかは、加入者の責任において行うものである。

⇒ **今回の法改正で「個人型確定拠出年金」が公立学校共済組合に加入している教職員にも適用拡大**

### (2) 「個人型確定拠出年金」の特徴

個人型確定拠出年金は、税制優遇を受けながら定年後の資産形成ができる制度である。

ア 掛金は全額所得控除となる。

⇒ 掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、所得税・住民税の軽減効果がある。年末調整又は確定申告で対応することとなる。

イ 運用益は非課税となる。

⇒ 運用で得た利益・利息に対して税金が掛かからない。

ウ 年金または一時金で受け取ることができ、また、受取方法に応じて所得控除がある。

⇒<所得控除の一例>

老齢年金：「所得税（雑所得）」（公的年金等控除が適用）

老齢一時金：「所得税（退職所得）」（退職所得控除が適用）

(3) 個人型確定拠出年金の仕組み

ア 個人型確定拠出年金の申込み

各自で各金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）において申込み。

イ 運用

各金融機関にて提示された運用商品の中から、各自で自由に選択し、運用する。

決められた運用商品の中から自由に選択できるため、様々な投資スタイルに応じた運用が可能である。

ウ 掛金の納付

毎月、掛金を納付する。共済組合に加入している公務員については、年間 14.4 万円（月 1.2 万円）が掛金の上限となる。

なお、掛金は月 5 千円以上とする必要がある。

エ 給付

給付金は運用成果により決まる。原則、60 歳以降に受け取ることができる。

オ 口座管理手数料

加入時、また毎年、管理手数料が発生する。管理手数料は、個人負担である。

なお、管理手数料については各金融機関により異なり、年金給付時など、その他のケースにおいても手数料が発生する可能性があるため、詳しくは各金融機関で十分に確認すること。

カ 加入期間、年金等の給付金の受取時期

個人型確定拠出年金の加入期間に応じて、年金又は一時金の受取時期が異なる。

(ア) 60 歳到達時点で、個人型確定拠出年金の加入期間が 10 年以上の加入者

60 歳から 70 歳までの任意の時期

(イ) 60 歳到達時点で、個人型確定拠出年金の加入期間が 10 年未満の加入者

加入期間に応じて定められる年齢から 70 歳までの任意の時期

⇒ 加入期間 8 年以上 10 年未満 61 歳から

加入期間 6 年以上 8 年未満 62 歳から

加入期間 4 年以上 6 年未満 63 歳から

加入期間 2 年以上 4 年未満 64 歳から

加入期間 1 箇月以上 2 年未満 65 歳から

(4) 加入に当たっての注意点

ア 一旦、確定拠出型年金に加入すると、中途解約は原則できない。また、60 歳到達前に退職した場合においても、退職後の職業形態に応じて継続する必要がある。

なお、掛金の額については、年に 1 回変更することが可能である。

イ 毎年、口座管理手数料がかかる。そのため、口座管理手数料の金額によっては、積立金残高が目減りする可能性もありうる。

また、年金給付時など、その他のケースにおいても手数料が発生する。手数料に関する情報についても十分に確認すること。

ウ 運用については、加入者自身で行う。加入に当たっては、元本が保証されるか等を含めて、金融機関等の説明を十分に理解したうえで、判断すること。

## 4 加入に向けた具体的な流れ（手続き）について

### (1) 加入希望者自身が金融機関等で相談

個人型確定拠出年金を扱う金融機関等は数多くあり、かつ様々な商品を扱っているため、希望者自身が興味のある金融機関等に相談すること。

その際、加入している公的年金制度によって掛金の上限額が異なることから、自身が「共済組合に加入している公務員」である旨を金融機関に申し出ること。



### (2) 金融機関等から関係書類を受領

<関係書類>

- ・ 個人型年金加入申出書（共済組合員用）
- ・ 第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）



### (3) 事業主への提出

金融機関等から受領した関係書類に必要事項を記入のうえ、所属を通じて必要書類を京都府教育庁福利課に提出する。

<必要書類>

次のア・イ・ウ（ウが添付出来ない場合は、エ）

ア 第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）… 金融機関等から入手

イ 基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書（事業主宛て同意書）

ウ 基礎年金番号が確認できる書類（基礎年金番号通知書、ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知等）の写し

エ 基礎年金番号等の提供に関する同意書（共済組合宛て同意書）

※各同意書（イ及びエ）については、本通知に添付する様式を複写し、利用すること。

平成29年1月以降、福利課のホームページからダウンロードできるようにする予定）



### (4) 事業主証明の交付

給料支払者としての事業主が事業主証明を行い、所属を通じて加入希望者に交付する。（ただし、証明には国民年金基金連合会から付与された事業主登録番号が必要であるため、受付当初の証明については当面の間、時間を要する見込み。）



### (5) 加入の申込み

希望者自身が、関係書類を金融機関等に提出することで加入手続きが完了する。

**※加入の申込みに係る書類提出期限については、金融機関等に確認すること。**

## 5 掛金の納付方法について

掛金の納付方法（※）については、口座振替（個人払込）による方法を選択すること。

※制度上は、給与からの控除による方法も選択可能とされているが、京都府においては、以下の理由から、給与からの控除による方法を当面見合わせることとする。

<給与控除を当面見合わせる理由>

国民年金基金連合会から、加入者データの提供があるが、京都府の給与控除処理期間に合わず、「事業主払込」（給与天引き）が出来ない状況にあるため。

**個人型DC制度（通称 iDeCo）の詳細につきましては、各金融機関等にお問い合わせください。**

**※公立学校共済組合員以外の教職員から問合せがあった場合は、当課担当まで連絡願います。**

# 個人型確定拠出年金 加入時の流れ

